

社会保険労務士事務所

ソーシャルブライトマネジメント

154.0011 東京都世田谷区上馬4-24-9 パークハビオ 204

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 <http://www.s-b-m.jp/>

SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

平成 27 年 6 月号

「ストレスチェック制度」 実施マニュアルのポイント

◆「ストレスチェック制度」とは？

改正労働安全衛生法により、平均的にパートや臨時の労働者も含め 50 名以上の労働者を使用する事業者は、今年 12 月 1 日から来年 11 月 28 日までの間にストレスチェック（以下、「SC」という）を実施し、以降毎年 1 回以上実施することが義務付けられます。

SC は、メンタルヘルス不調の予防に役立てるため、労働者の職場におけるストレスの程度をチェックするもので、5 月 7 日に「実施マニュアル」と「Q&A」が公表されました。

◆実施に先立ち決めておくべきこととは？

まず、事業者が実施を表明し、衛生委員会等で関連規程や実施方法、受検案内や結果等の通知方法、関連情報の取扱いルール等を決めておく必要があります。

また、労働者にも事前に実施について周知しておくとともに受検を促す等が必要となります。

実施マニュアルでは、これらについて、通知文書や調査票の例も挙げて解説しています。

◆実施後に対応すべきこととは？

結果を労働者に通知し、「高ストレス者」と判断された者には医師による面接指導を受けるよう勧めるとともに、一定規模の集団ごとに結果を分析してもらい、問題があれば職場環境の改善や高ストレス者に対する措置等を講じる必要があります。

このとき、本人の同意なく結果に関する情報を収集したり、結果提供に同意しない労働者に不利益取扱いをしたり、医師による面接指導を申し出た労働者に不利益取扱いをしたりすることはできませんので、注意が

必要です。

実施マニュアルでは、こうした点も具体的に解説されています。

このほか、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を作成し、管轄の労働基準監督署に提出する必要があります。

◆事前の準備を早めに始めよう

SC は労働安全衛生法で定める、事業者が実施が義務付けられるものですから、健康診断と同様、就業時間中の受検等を認める必要があるほか、費用も事業者が負担します。

疑問や不安に思うことがあれば、専門家に相談する等してスムーズに実施できるよう早めに準備を進めましょう。

知っておきたい！

「若年性認知症」の実態と政府の取組み

◆若年性認知症とは？

認知症というと高齢者の病気と思われがちですが、近年では 18 歳から 65 歳未満までの間に発症する「若年性認知症」が増加しています。

若年性認知症の特徴は、初期症状では認知症と気づかず、病院で診察を受けてもうつ病や更年期障害と間違われることもあり、診断が遅れることなどが挙げられます。

そのため、発見や治療が遅れてしまうと脳の機能の低

下が進み、症状を改善するのが難しいと言われていま
す。

◆発症後に仕事を続けることの難しさ

若年性認知症の患者は、2009年の厚生労働省の調査
結果よると約3万8,000人いると推計されています。
特に40歳から60歳の間の世代で発症するケースが多
いと言われており、いわゆる働き盛りの世代が発症す
るため、本人や家族への精神的・経済的負担がかかる
ことで問題となっています。

同省研究班の生活実態調査によると、65歳未満で発症
した若年性認知症で就労経験のある約1,400人のうち、
約8割が勤務先を自ら退職したり、解雇されたりした
ことがわかりました。また、約2割の人は、労働時間
の短縮や配置転換、通勤などの配慮が全くなかったと
回答しました。

現状では今の職場で働き続けることは困難であっても、
企業側が若年性認知症への理解を深め、周囲のサポー
トや企業で体制を整えることによって、働き続けるこ
とが可能であるということが考えられます。

◆どのような支援があるの？

これらの問題を解消するため、現在、若年性認知症の
人への障害年金の受給の支援、「若年性認知症コールセ
ンター」の設置、就労継続支援事業への案内など様々
な取り組みが行われています。

また、政府は今年1月に、新たな認知症対策の国家戦
略である「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラ
ン）」を発表しました。その7つの柱の1つとして「若
年性認知症施策の強化」が挙げられています。

若年性認知症は、まだ認知度の低いため周囲から理解
されにくい病気です。また、生活に不安が生じます。
万が一、自分や周りの人が発症した際に備えて、症状
に関する知識や支援制度について知っておく必要があ
ります。

今月の税務と労務の手続

1日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚生保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の
提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで>
[労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用
した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分>
[郵便局または銀行]
- 健保・厚生保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の
提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年1回

- 健康診断個人票 [事業場]